

「公取近畿だより」令和6年4月号（152号）

別紙一覧

別紙1 木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（公表文）

別紙2 株式会社G i oに対する勧告について（公表文）

別紙3 ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について（公表文）

別紙4 株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について（公表文）

別紙5 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表について（公表文）

木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和 6 年 3 月 2 8 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、木工用ドリル^(注1)の製造販売業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、木工用ドリルの製造販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

(注1) 「木工用ドリル」とは、主として木材に穴を開けるために使用される鋼製の錐^{きり}をいう。

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額等

番号	違反事業者 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額	申請順位 に応じた 減免率	事件の真相の 解明に資する 程度に応じた 減算率	
1	株式会社スターエム (2140001036259)	兵庫県三木市別所 町東這田722番 地の47	代表取締役 小林 富記子	○	30%	10%	20%
				8572万円			
2	大西工業株式会社 (2140001042645)	兵庫県加古川市神 野町西条790番 地の1	代表取締役 大西 富昭	○	30%	10%	20%
				824万円			
合計				2社			
				9396万円			

(注2) 違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

- (1) スターエム及び大西工業の2社（以下「2社」という。）は、木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和元年9月26日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあっては令和2年4月1日受注分から、大西工業にあっては同年6月1日受注分から、特定木工用ドリル^(注4)の仕切価格^(注5)を現行価格から12パーセントを目途に引き上げることを合意した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第四審査課
電話 06-6941-2205（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(2) 2社は、その後も木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が引き続き上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年10月7日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあっては令和5年4月1日受注分から、大西工業にあっては遅くとも同年6月1日受注分から、特定木工用ドリルの仕切価格を現行価格から10パーセントを目途に引き上げることを合意した。

(3) 前記(1)及び(2)のとおり、2社は、共同して、特定木工用ドリルの仕切価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「特定木工用ドリル」とは、木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品及び大西工業が製造販売する18商品であって、2社のそれぞれの価格表(2社がそれぞれ特定木工用ドリルの販売業者向けに作成する、木工用ドリルの仕切価格を掲載する表をいう。)において仕切価格が掲載されているもの(複数の商品を組み合わせて販売されているものを除く。)をいう。

(注5)「仕切価格」とは、2社がそれぞれ定める、木工用ドリルの種類及びサイズごとの特定木工用ドリルの販売業者(以下単に「販売業者」という。)向けの販売価格をいう。

3 違反行為の実施状況(詳細は別添排除措置命令書参照)

(1) 2社は、前記2の合意に基づき、それぞれ、新たな仕切価格を設定した上で、販売業者に対し、新たな仕切価格を掲載した価格表等を配布するなどして仕切価格の引上げを通知し、特定木工用ドリルの仕切価格を引き上げた。

(2) 2社は、前記2の合意の実効を確保するため、特定木工用ドリルの仕切価格の引上げを販売業者に通知する時期等について、情報交換を行うなどしていた。

4 排除措置命令の概要

(1) 2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の各合意が消滅していることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が製造販売する特定木工用ドリル及びその同等品の販売価格を決定せず、自主的に決めること。

ウ 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が製造販売する特定木工用ドリル及びその同等品の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

(2) 2社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、自社の取引先である販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が製造販売する特定木工用ドリル及びその同等品の販売価格を決定してはならない。

(4) 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が製造販売する特定木工用ドリル及びその同等品の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

(5) 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
この措置の内容については、前記(3)及び(4)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 木工用ドリルの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底

イ 木工用ドリルの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該販売活動に従事する自社の役員及び従業員に対する定期的な研修

(6) 2社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(5)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

5 課徴金納付命令の概要

2社は、令和6年10月29日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額9396万円）を支払わなければならない。

木工用ドリルの製造販売業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）



対象商品

特定木工用ドリル…木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品と大西工業が製造販売する18商品



違反行為の概要

背景…鋼材等の原材料価格上昇



スターエム



大西工業

国内シェアの大部分を2社が占める

特定木工用ドリルの仕切価格（卸売価格）を引き上げる旨を合意



①遅くとも令和元年9月26日までに

その後も



②遅くとも令和4年10月7日までに

・スターエムは「令和2年4月1日受注分」から
・大西工業は「令和2年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から12パーセントを目途に引き上げる**ことを合意

・スターエムは「令和5年4月1日受注分」から
・大西工業は「遅くとも令和5年6月1日受注分」から
特定木工用ドリルの仕切価格を**現行価格から10パーセントを目途に引き上げる**ことを合意

特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限



違反行為の実施状況

- ・令和2年と令和5年に特定木工用ドリルの仕切価格を引上げ
- ・合意後に、仕切価格の引上げを通知する時期等について情報交換

株式会社G i oに対する勧告について

令和 6 年 3 月 1 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社G i o（以下「G i o」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	8120001137417
名称	株式会社G i o
本店所在地	大阪市西区南堀江一丁目11番1号
代表者	代表取締役 二宮 潤
事業の概要	婦人服等の小売業
資本金	3000万円

2 違反事実の概要

- (1) G i oは、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する婦人服等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア G i oは、下請事業者に対し、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、令和4年1月から令和5年5月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1526万9373円である（下請事業者1名）。
- イ(7) G i oは、下請事業者に対し、製造を委託している商品の一部について、商品のサンプルが納期に遅延していたこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、商品を受領しているにもかかわらず、「委託取引」と称して、自己の顧客に商品を販売するまでその下請代金の支払を保留することにより、支払期日の経過後なお下請代金を支払っていないかった。
- (4) G i oは、下請事業者に対し、前記(7)により下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、値引きとして、令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額6678万2919円である（下請事業者13名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (3) G i oは、令和6年1月31日までに、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) G i oは、次の事項を株主総会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)ア及びイ(イ)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (2) G i oは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) G i oは、次の事項を自社の従業員に周知徹底すること。
- ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) G i oは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) G i oは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

消費者等に販売する「GRL」（グレイル）と称するブランドの婦人服等の製造委託



● 違反行為の概要

下請代金の減額 (注1)

- ① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、下請代金の額から約1527万円を減額した。（下請事業者1名）
- ② 消化仕入 (注2) を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約6678万円を減額した。（下請事業者13名）

減額の総額は約8205万円

G i oは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、株主総会の決議により確認すること
 - ・上記の減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注1) 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。

(注2) 消化仕入による支払対象

自己の顧客に商品を販売するまで下請代金の支払を行わないことにより、自己の顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日として取り扱い下請代金の支払対象とするもの。

ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について

令和 6 年 3 月 2 5 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ニデックテクノモータ株式会社（以下「ニデックテクノモータ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	1130001044180
名称	ニデックテクノモータ株式会社
本店所在地	京都市南区久世殿城町338番地
代表者	代表取締役 畑中 茂宏
事業の概要	産業用モータの製造販売
資本金	25億円

2 違反事実の概要

- (1) ニデックテクノモータは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) ニデックテクノモータは、下請事業者に対して自社等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、合計600個の金型等について、遅くとも令和4年5月1日以降、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者44名）。
- (3) ニデックテクノモータは、令和6年3月7日までに、前記600個の全ての金型等を回収又は廃棄している。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (4) ニデックテクノモータは、下請事業者に対し、金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議を行った上で、令和6年3月7日までに、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額として総額1812万4480円を支払っている。

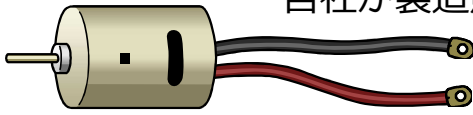
3 勧告の概要

- (1) ニデックテクノモータは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) ニデックテクノモータは、今後、下請法に違反することがないように、次の対応を採るなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
- (3) ニデックテクノモータは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) ニデックテクノモータは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) ニデックテクノモータは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

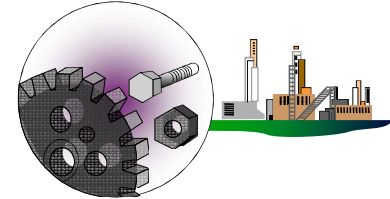
ニデックテクノモータ(株)（親事業者）
（産業用モータの製造販売）

（産業用モータに用いられる部品の製造）
下請事業者（44名）

● 下請取引の内容



自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託



産業用モータの部品の製造を委託する際に、ニデックテクノモータ(株)等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備（以下「金型等」という。）を貸与



● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者との取引に関して、自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等について、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型等の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた（下請事業者44名・金型等600個）。

※ ニデックテクノモータ(株)は、下請事業者44名に対し、**金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議した上で、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額（1812万4480円）を支払っている。**



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など

※【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
違反行為事例7-5（型・治具の無償保管要請）

- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

令和6年3月7日

株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和6年3月6日、株式会社SCエージェント（以下「SCエージェント」といいます。）に対し、同社が供給する蓄電池及びその導入に伴う施工に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社SCエージェント（法人番号 9120001214322）
所在地 大阪市中央区西心斎橋一丁目5番5号アーバンBLD心斎橋9階
代表者 代表取締役 下浦 龍之
設立年月 平成30年6月
資本金 5000万円（令和6年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品及び対象役務

蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「エコ最安値. com」と称する自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

令和5年3月10日、同月16日及び同月23日

(ウ) 表示内容（別紙）

- a 「口コミ人気 No. 1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No. 1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No. 1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No. 1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「口コミ人気」、

「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、SCエージェントが販売する本件商品及びSCエージェントが提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

- b 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

- (7) 前記ア(ウ) aの表示について、SCエージェントが委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、SCエージェント及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ア(ウ) aの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

- (イ) 前記ア(ウ) bの表示について、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知すること。

イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06(6941)2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

蓄電池の販売・設置工事・メンテナンスなら
エコ最安値.com

☎ **0120-897-240**
営業時間：9:00~18:00【日・祝日除く】

📄 **お見積もり随時受付中!**
無料相談可・24時間365日対応!

蓄電池本体 + 工事 コミコミ
激安価格
990,000円 税別

関西全域対応!



蓄電池のご相談はエコ最安値.comで決まり!

☎ 無料お見積もりはコチラから

お電話での
無料お問い合わせはこちら

☎ **0120-897-240**

営業時間：9:00~18:00【日・祝
日除く】
対応エリア：大阪・関西全域

選ばれる理由

お客様の声

取扱商品

施工実績

よくあるご質問

「エコ最安値.com」が選ばれる理由がここに!

24時間365日のアフターサービス

購入いただいた製品以外での
住宅トラブル駆け付けサービス

販売施工後の製品アフターフォローはもちろんのこと、
お客様の「どうしよう・・・?」に緊急駆けつけ!
住宅の様々なトラブルに無料で駆けつけます!

01

安心と信頼の実績

圧倒的受注数がお客様からの支持の証
「施工実績10,000件の信頼」

関西エリアを中心に、家庭用蓄電池の導入やコスト削減の提案実績
がおかげさまで10,000件を超え、大手企業様からの信頼もいた
きました!スピード施工、迅速提案、地域密着に挑戦し、これか
らもお客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

02



取安値+aのオリジナルサービス

03

蓄電池の販売・工事費コミコミの明瞭会計 「地域最安値に挑戦」

エコ最安値.comは、常に地域最安値に挑戦し、弊社独自のオリジナルサービスをご用意しております！
施工会社・メーカーともに深い信頼関係がございますので、新規で参入する企業との価格競争になっても必ずお客様の満足いただけるご提案が可能です。



エコ最安値.comで蓄電池導入！

たくさんの喜びの声をいただいています！

<p>大府四橋南 T様邸</p> <p>2020年11月21日</p> <p>蓄電池を購入するにあたって知識がなかったのですが、担当の方がわかりやすく説明してくれま</p>	<p>大府大坂市 M様邸</p> <p>2020年12月21日</p> <p>蓄電池の設置場所の相談や保障についての説明に親切な対応ありがとうございました。</p>	<p>滋賀県湖南市 N様邸</p> <p>2020年12月20日</p> <p>寒い中、朝から作業して頂き、ありがとうございました。</p>	<p>兵庫県宝塚市 U様邸</p> <p>2020年12月18日</p> <p>蓄電池の置き場が狭くて設置が大変でしたが、てきぱきと作業して頂き無事終了しました。あ</p>	<p>三重県いなべ市 J様邸</p> <p>2020年12月09日</p> <p>順調に動いています。また何かありましたらよろしくお願致します。</p>
--	--	--	--	--

エコ最安値.comは業界一の技術力と保証で多くのお客様に選ばれています。環境にも優しいエネルギーでこれからのあなたの暮らしをお守りするサポートをし続けていきます。

エコ最安値.comが厳選！

自信持ってオススメする蓄電池はこちら

OMRON

世界最小・最軽量でコンパクト

蓄電池容量:9.8kWh
型番:KPAC-A-SET-3

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

Panasonic

既築住宅に嬉しいコンパクト設計

蓄電池容量:5.6kWh
型番:LJB1156

15年保証(無償)

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

nichicon

もしもに備えて常時3.3kWh確保

蓄電池容量:11.1kWh
型番:ESS-U2M1

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

TABUCHI ELECTRIC

太陽光と蓄電充電器のハイブリッド

蓄電池容量:4.0kWh
型番:PKG-EHD-S55MP3B

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

SHARP

SmartStar

設置しやすいコンパクトサイズ

蓄電池容量:4.2kWh
型番:JH-WB1621

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

太陽光と蓄電充電器のハイブリッド

蓄電池容量:9.8kWh
型番:LL3098HOS/B

10年保証

業界最安値宣言
激安最安値特化!!

製品一覧はこちら

施工実績10,000件!!
たくさんの蓄電池を販売・工事をしております

<p>大阪府守口市 N様邸</p>  <p>9日</p> <p>メーカー: OMRON</p> <p>型番: 3U98-B</p>	<p>京都府京都市 A様邸</p>  <p>2021年2月20日</p> <p>メーカー: 田淵電機 (TABUCHI)</p> <p>型番: PKG-EHD-555MP3B</p>	<p>兵庫県神戸市 L様邸</p>  <p>2021年3月04日</p> <p>メーカー: オムロン (OMRON)</p> <p>型番: KP-BU98-B</p>	<p>大阪府大阪市 A様邸</p>  <p>2021年3月05日</p> <p>メーカー: ニチコン (Nichicon)</p> <p>型番: E5S-U2M1</p>	<p>京都府城陽市 K様邸</p>  <p>2021年3月11日</p> <p>メーカー: ニチコン (Nichicon)</p> <p>型番: E5S-U2M1</p>	<p>奈良県香芝市 M様邸</p>  <p>2021年2月08日</p> <p>メーカー: オムロン (OMRON)</p> <p>型番: KP-BU98-B</p>
--	--	--	--	---	--

自撮りを持ってオススメできる商品のみを掲載しています。大手メーカーの商品も多数取り揃えています。当サイトに掲載されていない商品でもお問い合わせください。

家庭用蓄電池でお困りのお客様からの
よくあるご質問を集めました

- Q** 設置することで、補助金は出ますか？
- A** 環境共創イニシアチブ (SII) という国の機関から、機器費(工事代含ます)の1/3を100万円を上限として支給しています。
- Q** 蓄電池の、「容量」とはなんですか？
- A** 容量とは、電気を電池の中にどれだけ蓄えることができるか？ということです。単位は Wh (ワットアワー) で、値が大きくなる程、蓄えられる電氣量が増します。(基本的に蓄電池は容量すべてを蓄えてしまうと劣化スピードが速まりますので80~90%で充電する物が多くなります。)
- Q** 蓄電池の、「出力」とはなんですか？
- A** 電気をどれだけ使用できるか？ということです。値が大きくなる程、蓄電池に蓄えた電気を使って動かせる機器が増えます。
- Q** 蓄電池の寿命はどれくらいですか？
- A** 蓄電池は、電気を蓄える容量が使用回数を重ねるごとに劣化します。しかし、蓄電池が使えなくなるまでには、1日1回と考えて、15年~20年

くらいの期間がかかります。

蓄電池購入時には蓄電容量を保証するメーカーによる長期保証がついておりますので、保証期間内は安心してお使いいただくことが出来ます。

Q 定期的な検査やメンテナンス等は必要ですか？

A 基本はメンテナンスは必要ございません。

Q 設置場所に制限はありますか？

A 原則、屋外設置となります。また、下記の条件いずれかにあてはまる場所には設置できません。

- ・直射日光の当たる場所
- ・高温・多湿・ホコリの多い場所
- ・重度の塩害地
- ・-10℃以下の寒冷地
- ・可燃性ガスの漏れる恐れのある場所

Q 運転音はどのくらいするのでしょうか？

A 蓄電池の製品によって多少は異なりますが、日常生活で「静かだ」と感じる45dB(デシベル)以下と、大変静かです。

上記以外のことも、家庭用蓄電池のことから、お見積もりなど些細なことまでご相談までお気軽にお問い合わせください。

蓄電池のご相談は**エコ最安値.com**で決まり！

 **無料お見積もりはコチラから**

お電話での
無料お問い合わせはこちら

 **0120-897-240**

営業時間：9：00～18：00【日・祝
日除く】
対応エリア：大阪・関西全域

▲
PAGE
TOP

● ホーム

- ▶ 選ばれる理由
- ▶ よくあるご質問

● 蓄電池施工実績

● お客様の声

● スタッフブログ一覧

● 蓄電池エコマEDIA

● 運営会社

● **無料お見積もり**

● 特定買取引法に基づく表示

● 個人情報保護方針

● 蓄電池メーカー一覧

- ▶ オムロン
- ▶ パナソニック
- ▶ ニテコン
- ▶ 田澤電機
- ▶ シャープ
- ▶ スマートスターL
- ▶ 村田製作所
- ▶ ネクストエナジー
- ▶ 長州産業

● 取扱蓄電池製品一覧

- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-A-SET-3 9.8kWh
- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-A-SET-1 6.5kWh
- ▶ 住・産共用フレキシブル蓄電システム KPAC-B 4.2kWh
- ▶ リチウムイオン蓄電池ユニット LJPB1156 5.6kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U2M1 11.1kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U3S1 4.1kWh
- ▶ 単機能蓄電システム ESS-U2X1 16.6kWh
- ▶ ハイブリッド蓄電システム PKG EHD S55MP3B 4.0kWh
- ▶ ハイブリッド蓄電システム EOF-LB70-TK 7.04kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1621 4.2kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1921 6.5kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1021 0.4kWh
- ▶ クラウド蓄電池システム JH-WB1711 6.5kWh
- ▶ AI(人工知能)で管理する次世代蓄電システム LL3098HOS/B 9.8kw
- ▶ All-in-One蓄電池システム MPR01S4023MR 2.3kWh
- ▶ 住宅用ハイブリッド蓄電システム iedenchi NX5-MHESS001 10.24kWh
- ▶ Smart e-STORAGE フレキシブル蓄電システム PCS-40RF1A 9.8kWh
- ▶ Smart e-STORAGE フレキシブル蓄電システム PCS-25RF1A 6.5kWh

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表について

令和6年3月15日
公正取引委員会

第1 背景

公正取引委員会は、適正な価格転嫁の実現に向けて、事業者間取引において、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A（以下「独占禁止法Q & A」という。）の下記①又は②に該当する行為（以下「協議を経ない取引価格の据置き等」という。）が疑われる事案に関する実態を把握するため、令和5年5月から「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を実施し、令和5年12月27日に調査結果を公表した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

あわせて、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表方針について」（以下「公表方針」という。）（[別添参照](#)）のとおり進めることとしている。

第2 個別調査の実施

公表方針に基づき、特別調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者¹（以下「調査対象事業者」という。）に対して、令和5年11月以降、その旨を説明し、事業

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

¹ 具体的には、次のいずれかに該当する者を重点的に調査対象とした。①令和4年の「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」（令和4年12月27日公表）において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者又は注意喚起文書の送付を受けた発注者であった、かつ、特別調査の結果、受注者から多く名前が挙がった者。②特別調査の結果、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から特に多く名前が挙がった者。

者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査²、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。

具体的には、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間を調査対象期間とし、調査対象事業者とその取引先との取引における、調査対象期間における取引価格の据置き等の有無、取引価格の据置き等の場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、協議を経ない取引価格の据置き等が行われているかについて確認した。

第3 個別調査の結果

個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については、公表方針にも記載のとおり、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした（別紙参照）。

なお、この対応に当たっては、公正取引委員会は、あらかじめ、対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与した。

当該事業者名の公表は、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

また、当該事業者については、社内全体に対して価格転嫁を進めるための方針を示していたものの、受注者との窓口となる各担当者への浸透が不十分だった事例等が確認された。一方で、調査対象期間中に一部の受注者との間で価格転嫁を進めていた事例や、調査対象期間後において受注者との間で価格転嫁を行うための協議の場を設けた事例等も確認された。

第4 今後の取組

公正取引委員会は、今回の個別調査の結果も踏まえ、独占禁止法Q & Aの考え方、特に、受注者からの価格転嫁の要請の有無にかかわらず、価格転嫁の必要性について価格交渉の場において明示的に協議する必要があることについて、更なる周知を行っていくなど、引き続き、取引の公正化をより一層推進する観点から、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するための取組を進めていく。

² 任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なるものである。

公表対象事業者一覧

(事業者名は五十音順によるもの)

番号	事業者名 (法人番号)	本店の所在地
1	イオンディライト株式会社 (1120001081381)	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
2	SBSフレック株式会社 (4010601031793)	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
3	京セラ株式会社 (4130001000049)	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
4	西濃運輸株式会社 (7200001015755)	岐阜県大垣市田口町1番地
5	株式会社ソーシン (3030001027053)	埼玉県入間市寺竹1115番地1
6	ダイハツ工業株式会社 (3120901019710)	大阪府池田市ダイハツ町1番1号
7	東邦薬品株式会社 (5010901023507)	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
8	日本梱包運輸倉庫株式会社 (2010001168115)	東京都中央区明石町6番17号
9	株式会社PALTAC (2120001077528)	大阪市中央区本町橋2番46号
10	三菱ふそうトラック・バス株式会社 (7020001078696)	川崎市中原区大倉町10番地

※ 調査対象期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日まで。

※ 独占禁止法Q&Aに該当する行為を行っていたか否かを調査したものであり、この公表は独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

※ 当該事業者については、調査対象期間中に一部の受注者との間で価格転嫁を進めていた事例や、調査対象期間後において受注者との間で価格転嫁を行うための協議の場を設けた事例等も確認された。

価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた 事業者名の公表に係る方針について



公正取引委員会では、取引の公正化をより一層推進する観点から、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、令和4年の「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」（以下「緊急調査」という。）に続き、令和5年5月から「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を実施しており、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する予定である。

また、価格転嫁円滑化に関する調査（特別調査及び令和6年以降に実施する調査を含む。以下同じ。）の結果を踏まえた事業者名の公表については、デュープロセスに配慮する観点から、以下の方針の下進めていくことを明らかにすることとした。

今後、当該方針も踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を進めていく。また、引き続き、独占禁止法や下請法に違反する事案については、厳正に対処していく。

事業者名の公表に係る方針

価格転嫁円滑化に関する調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として**受注者から多く名前が挙がった発注者**については、**その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査**（注1・2）を実施し、当該個別調査の結果、**相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等**（注3）が確認された場合には、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとする**。

なお、当該事業者名の公表は、独占禁止法に違反すること又はそのおそれを認定するものではない。

（注1）個別調査は、以下のいずれかに該当する者を重点的に対象とする。

① **価格転嫁円滑化に関する調査（令和5年の特別調査においては、令和4年の緊急調査を指す。）において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者又は注意喚起文書の送付を受けた発注者であって、かつ、今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、受注者から多く名前が挙がった者**

② **今年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から特に多く名前が挙がった者**

（注2）個別調査においては、**独占禁止法第40条の規定に基づき、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることがある**。また、同条の規定による処分違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したときは、同法第94条の2及び第95条第1項の規定により、刑に処されることがある。

（注3）協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
2. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。